

土地改良区准組合員制度導入事例

A土地改良区

Point !

合併を契機として適正な賦課徴収に向け制度導入

制度導入の経緯

従来、ほ場整備事業の実施にあつては、組合員（耕作者）と土地所有者との間で調整のうえ経常賦課金と特別賦課金を分担していたが、合併を契機として当該調整件数が増加したことや、相続が発生した農地における賦課金の分担等、耕作者の負担の増加が課題となっていたことから、耕作者の負担軽減やトラブル未然防止等、土地改良区の安定的な運営に寄与することを期待して制度を導入した。

制度導入の方法・導入後の状況

導入前年度より土地改良区の広報誌で周知。組合員以外の者（土地所有者）へは准組合員制度の説明と活用をお願いする書類を送付。土地所有者345名が准組合員として加入することとなった。

特別賦課金について准組合員へ直接賦課通知を行っており、賦課金に関する組合員からの問合せが少なくなった。

今後、ほ場整備事業の実施に合わせ准組合員も増加することが見込まれる。

B土地改良区

Point !

検査指摘を契機として適正な賦課徴収に向け制度導入

制度導入の経緯

ほ場整備事業の特別賦課金については、組合員（耕作者）と土地所有者のどちらが負担するか両者間で調整のうえ申出により決定していたが、組合員でない者（土地所有者）へ賦課していた事例が検査において指摘され、その改善措置として准組合員制度を導入した。

同制度は従来の賦課実態を適切な負担の分担関係として認めるものであったことから、導入にあたって問題は生じなかった。

制度導入の方法・導入後の状況

土地改良区の広報誌で周知するとともに、准組合員該当者へ制度説明の文書を個別に送付し、土地所有者102名が准組合員として加入することとなった。貸借農地における関係者の立ち位置が明確化され、適切に賦課を実施することができるようになった。また、滞納が発生した場合も適切な処理が行えるため、耕作者と所有者に賦課を行っている土地改良区においては、導入することが望ましい。

C土地改良区

Point !

組合員からの提言を契機として組合員（耕作者）負担軽減のため制度導入

制度導入の経緯

農地を借り受けた耕作者（組合員）より「土地改良区の賦課金と農地の賃借料の支払いについて金銭面での負担を感じている。所有者に賦課金を負担してもらうことはできないか。」との相談があったことを受けて、准組合員制度の導入を検討し、平成31年度に総会で議決された。

准組合員の加入書類については、市から提供されたひな形を活用するなど、制度導入に当たって市の協力を仰いだ。

制度導入の方法・導入後の状況

農地の利用権設定を行う際、土地改良区職員が関係者へ個別に制度説明を実施し、土地所有者5名が准組合員として加入することとなった。

ほ場整備事業の実施にあたって、土地所有者と繋がりができ、換地業務等の事務を行う上で助かっている。

今後は、賦課金分担だけでなく草刈り等にも参加してもらい、自分たちの農地を守るという共有の意識づくりができることを期待している。

D土地改良区

Point !

法改正を契機として組合員資格統一や賦課金値上げ等の対応のため制度導入

制度導入の経緯

組合員を所有者から耕作者（地域の営農組織等）へ資格交代することや、賦課金を値上げすること、運営費・維持管理費を所有者と耕作者が分担することについて法改正以前から検討してきたところ。

法改正による准組合員制度の創設を受け、営農組織が准組合員として土地改良区へ加入し、値上げ分の賦課金を准組合員が負担することとなった。

制度導入の方法・導入後の状況

土地改良区の広報誌やHPによる周知のほか、土地改良区の総代が各集落を回り制度導入や賦課金分担方法について同意を得て、耕作者31名が准組合員として加入することとなった。

組合員には賦課金の負担軽減に繋がりが、また、准組合員には総代会で意見を述べる機会が与えられたこと等から、土地改良区の配水調整等の管理・運営に対して要望等を出しやすくなり、より良い関係が構築できた。